

議案第49号

葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年9月20日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

スポーツ振興法がスポーツ基本法に改められたことに伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校施設使用条例（昭和51年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。